

号。以下同じ。)  
 福利厚生課：高島職員会館【11】、朝日が丘県職員住宅【12】、栗林職員住宅【14】、坂本職員住宅および独身寮【15】、市谷職員住宅【16】、武蔵野第 2 職員住宅【17】、守山職員住宅【18】  
 長浜職員住宅および長浜独身寮【19】

・行政財産（県道）として使用している箇所があるもの

〔 予算調整課：瀬田大江大萱県有地【45】  
 監 理 課：葉山川廃川敷【138】、野洲川廃川敷（副堤）【141】 〕

・未利用地が貸付地の残地であり、土地の形状から一体としての貸付を検討すべきもの

〔 広 報 課：鶴の里県有地【1】 〕

・貸付契約を締結しないまま倉庫や市道等の敷地として使用している箇所があるもの

〔 予算調整課：尾花川県有地【25】、観音寺県有地【27】、三保ヶ崎県有地【29】、石山南郷県有地【42】、瀬田川廃川敷【44】、旧種鶏場【60】  
 監 理 課：琵琶湖廃川敷（浜大津）【129】 〕

・境界問題が生じているもの

〔 福利厚生課：朝日が丘第 2 県職員住宅【13】  
 予算調整課：別所県有地【24】  
 県民生活課：地域総合整備事業用地（瀬田 F 地区）大津市内【73】  
 労政能力開発課：旧日雇労働者低家賃住宅【118】 〕

・不法占用されている箇所があるもの

〔 予算調整課：尾花川県有地【25】、粟津東県有地【40】  
 監 理 課：千丈川廃川敷【132】、草津川廃川敷【134】、姉川廃川敷【150】、赤川廃川敷【151】 〕

(8) 普通財産の処分状況

平成15年度から平成17年度までの3年間の売却処分状況は、表12のとおりである。

売却により処分したものは各年度で10件から20件程度である。また、売却額は平成15年度が1,170,727千円、平成16年度が398,574千円、平成17年度が668,839千円と上下しているが、これは、平成15年度には近江八幡市鷹飼町県有地(3件)493,812千円や旧警察会館おおみ荘跡地283,500千円、平成17年度には旧短期大学農業部職員宿舍跡地209,800千円と高額な売却物件があったことによるものである。

表 1 2 平成15年度から平成17年度までの売却処分の件数・売却額

所管区分	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	件数	売却額	件数	売却額	件数	売却額
知事部局	17	1,155,222千円	8	335,430千円	10	550,037千円

内	庁舎跡地等	15	1,141,801千円	6	187,929千円	8	546,010千円
	廃道敷地			1	22,232千円		
訳	廃川敷地	2	13,421千円	1	125,269千円	2	4,027千円
	教育委員会	2	10,695千円	2	63,144千円	3	118,802千円
	警察本部	1	4,810千円				
	計	20	1,170,727千円	10	398,574千円	13	668,839千円

(9) 平成14年度包括外部監査の結果または意見に対する処理状況について

平成14年度包括外部監査の結果または意見の対象となった未利用地・貸付地等40件について、その後の処理状況等を確認したところ、結果または意見に基づく処理を行っているものは11件であり、残りの29件は十分な対応ができていない状況が認められたので、引き続き対応を図られたい。(個別の内容は24頁～35頁資料2のとおり)

2 監査の意見

普通財産である土地は、県が所有する土地のうち、主に行政機関の統廃合や建物の老朽化などにより特定の行政目的に供されることがなくなった土地であり、当該土地はその経済的価値を保全発揮することにより、間接的に地方公共団体の行政に貢献するために管理または処分される土地である。

今回の行政重点監査の結果、普通財産の管理・貸付・処分などにあたって、今後検討を求める事項を監査の意見として次のとおり述べる。

(1) 適正な財産管理について

ア 境界標柱の設置について

公有財産の管理について規則第14条で、財産管理者は、新たに公有財産となった土地について隣接地の所有者またはその代理人と立ち会いのうえ、その境界線上の重要な箇所境界標柱を設置しなければならないと定めている。

また、総務部長は、境界標柱の具体的な設置方法について、別途、「県有土地境界標柱設置要領」(昭和39年7月28日滋管第194号)を定め、財産管理者あて通知しているところである。

今回の監査の結果では、境界標柱を設置していない事例が散見された。側溝、フェンス、ブロック等で明確となっていることをその理由としているが、将来問題が生ずる可能性があり、適正に処理すべきである。

また、取得後、長期にわたって境界が確定されず、円滑な売却を阻害している事例も認められた。さらに相続等により新たな権利関係が発生し、今後の境界確定を複雑化することも危惧される。財産取得に際しては、隣接地所有者立ち会いのもと、速やかに境界確定を行うべきである。

境界確定事務および境界標柱の設置について計画的に進められたい。

イ 財産台帳の管理について

財産台帳の管理について規則第60条第3項で、台帳およびその副本には、実測図、配置図、平面図、その他関係図面を附属しなければならないと定めているが、図面の附属がない事例が認められた。適切に対処されたい。

また、財産台帳に記載すべき台帳価格については、規則第64条第1項で具体

的に記載すべき価格を明示し、同条第 2 項では 5 年ごとに総務部長の定めるところによりこれを評価し、その評価額により、台帳価格を改定すると定めているが、台帳価格を記載していない事例が散見され、また、5 年ごとの台帳価格の改定は全く行われていなかった。

県の資産を適正に評価することは、資産の有効活用や売却処分の際に必要なものであることから、台帳価格の記載および改定を適正に行われたい。

#### ウ 行政財産への分類替えについて

普通財産として管理している廃川敷地等の中に、現在、県道敷地（3 件、15,157.03㎡）や河川敷地（2 件、627.00㎡）、県施設への進入路・駐車場（3 件、2,075.39㎡）等として使用している財産がある。早急に行政財産への分類替えの手続きをされたい。

〔 予算調整課：錦織県有地【23】、農業教育情報センター前進入路【31】、市道幹 1 0 7 2 号線貸付地【35】、瀬田大江大萱県有地【45】彦根市薩摩県有地【50】、近江八幡県有地【59】  
監 理 課：駒井川廃川敷【133】、葉山川廃川敷【138】、野洲川廃川敷（副堤）【141】 〕

なお、今回の監査の対象ではないが、定期監査において、行政財産として整理している財産の中に、現に公用または公共の用に供されず、具体的な今後の利用計画も明らかでない財産が認められた。県有財産の適正かつ効率的な利用の観点から、用途廃止手続きを速やかに実施し、その処分や貸付け等財産の有効活用に努められるよう付言する。

#### エ 不法占用の解消について

未利用財産の一部に小屋の敷地、畑等として不法占用されている事例が認められた。不法占用については、その解消に向けた取り組みを進めているが、十分な成果はあがっていない。法的な措置も念頭に、売却処分や適正な貸付けも含め早急に不法占用を解消されたい。

〔 予算調整課：尾花川県有地【25】、粟津東県有地【40】  
監 理 課：千丈川廃川敷【132】、草津川廃川敷【134】、姉川廃川敷【150】、赤川廃川敷【151】 〕

#### オ 維持管理の効率化について

びわこ文化公園都市の地域総合整備事業用地、福祉の文化クラスター用地および滋賀医科大学関連用地の維持管理は、県民文化生活部と健康福祉部の両部で個別に実施している。経済性・効率性の観点から、樹木管理や除草にかかる維持管理契約について、一括して契約できないか検討されたい。

### (2) 貸付けについて

#### ア 貸付契約の締結について

現に市道敷地や国道敷地等となっている財産について、貸付契約の締結を経ずに使用されている事例が認められた。

〔 予算調整課：三保ヶ崎県有地【29】、石山南郷県有地【42】、瀬田川廃川敷 〕

## 【44】、旧種鶏場【60】

監 理 課：琵琶湖廃川敷（浜大津）【129】

また、過去に、貸付契約を締結した上で倉庫敷地として貸し付けていた財産について、その後貸付契約の更新を行わず貸し付け、貸付料も未徴収である事例が認められた。現に倉庫敷地として使用されている実態を把握しながら、その後の対応が十分でない。

〔 予算調整課：尾花川県有地【25】、観音寺県有地【27】 〕

早急に貸付契約を締結し、適正な財産管理を行われたい。

さらに、貸付地の残地が未利用地となり、維持管理費を支出している事例が認められたので、残地も含めた一体的な貸し付けを検討されたい。

〔 広報課：鶴の里県有地【1】 〕

**イ 市道敷地となっている財産の整理について**

今回、監査の対象とした普通財産には、市道敷地として無償で貸し付けている財産が多数認められた。今後、県において道路以外の用に供することは事実上困難な状況である。また、定期監査において、県が当該市から借り入れている財産も認められることから、将来とも県が所有権のみを保有し続ける合理的な理由がないと見込まれる場合には、所在市への譲渡、財産の交換等について検討されたい。

総 務 課：大津市道中 3 6 0 1 号線貸付地【10】

予算調整課：市道中 4 4 0 8 号線貸付地【32】、秋葉台県有地【34】、市道幹 1 0 7 2 号線貸付地【35】、市道南 0 0 2 4 号線貸付地【38】、粟津東県有地【40】、瀬田大江大萱県有地【45】、旧水産試験場【48】、旧繊維工業指導所【53】、旧長浜農業高校実習地【55】、草津市道木川東 3 9 号線貸付地【61】、栗東市道川辺聾話学校西側線貸付地【63】、町道愛知川栗田線貸付地【66】、旧湖西家畜保健衛生所【67】

県民生活課：地域総合整備事業用地（野洲川廃川敷）守山市内【77】

障害者自立支援課：草津市貸付地【106】

住 宅 課：殿町団地貸付地【164】

**ウ 長期貸付財産について**

長期にわたり事務所、住宅等として貸し付けられ、県が使用することが困難な財産については、県が所有し続ける必要性について十分検討した上で、所有する必要のないものについては売却処分を進められたい。

**エ 貸付料について**

普通財産の貸し付けに際しては、条例第 4 条第 1 号の規定により借受先において公用もしくは公共用または公益事業の用に供する場合には、無償または時価よりも低い価額で貸し付けることができるとされている。当該規定の適用にあたっては一定の基準に基づき判断されているが、社会情勢の変化等も